

施設・研修等分科会における 当面の課題と検討スケジュール（案）

【当面（本年から来年）の課題】

1 刑事施設

- ・ 現行の基本方針においては、平成21年度中の民間競争入札実施と平成22年度からの落札者による事業実施のため、以下の2点が求められている。
法令の特例措置の整備
措置に関する計画（平成21年8月末までに策定）
- ・ については、公共サービス改革法に特例規定が整備された（5月1日に改正法が公布・施行）ことにより、措置済み。
については、今後、分科会において議論を行う。
- ・ なお、措置に関する計画の策定後は、必要に応じて、入札小委における「民間競争入札実施要項」の議論をサポートすることも考えられる。

2 一般庁舎

- ・ 現行の基本方針においては、平成21年中に結論を得ることとされているため、今年夏時点では、基本方針の改定等の対応は不要。
- ・ このため、今後、従前からの課題である東京23区内に所在する庁舎について、分科会において議論を行う。
- ・ なお、来年以降の検討課題として、東京23区外への拡大が挙げられる。

3 独立行政法人関係

現行の基本方針において検討等を行うこととされていた項目を中心に、その結果を反映する必要がある。

一方、現行の基本方針は、平成19年に検討を行い決定した事業が中心であり、これらの事業は、来年度までには落札者による事業が開始される予定。

今後は、官民競争入札等の更なる導入に向けて、来年度以降にどのような検討を行っていくか、議論を始める必要。

- ・ 現在官民競争入札等を実施している施設については、対象施設の拡大を着実にやっていく
- ・ 前回の検討項目のほかに課題はないか（例：独法本体が入居する施設につ

いて再度検討 等)

なお、他の独法関連会議の動きにも、引き続き注意を払う必要。

公共サービス改革基本方針と同時に閣議決定を行った「独立行政法人整理合理化計画」は、平成 22 年度末までの措置を求めている

【上記を受けた今年の検討スケジュール】

- ・ 公共サービス改革基本方針の改定に向けた議論(～6月)
- ・ 刑事施設の民間競争入札実施に向けた議論(～8月)
- ・ 一般庁舎に関する議論(～12月)

時期	調査・審議事項
5月～6月	・ 「公共サービス改革基本方針」の改定に向けた議論 (独立行政法人など)
7月～8月	・ 「公共サービス改革基本方針」の改定 ・ 「公共サービス改革報告書」を受けた検討方針 (一般庁舎など) ・ 刑事施設の民間競争入札実施に向けた議論 (基本方針においては、本年8月末までに、実施に関する「計画」を策定し、本年度中に入札を実施、来年度に落札事業者による事業を開始することとされている)
9月～12月	・ 「公共サービス改革報告書」を受けた各府省の検討状況の聴取、分科会等における調査検討 (年内に、検討期限)